

令和6年4月1日
総務部管財課

総合評価方式実施ガイドライン令和6年4月改正概要

1 改正内容

4 (1) 低入札価格調査基準

(改正前) 予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内において

(改正後) 予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内において

2 改正理由

中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）の「中央公契連モデル」が改正されていることに伴って、低入札価格調査基準額の決定範囲を引き上げるため

3 その他

本改正に合わせ、一部の文言及び様式の整理を行う。